

# 総務委員会資料

## 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給  
条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和2年2月13日  
総務企画局

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。                      (1)～(19) (略)</p> <p>2 前項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。</p> <p>3 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における第1項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額に、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については983円、同項第17号の職員については835円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。                      (1)～(19) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における前項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額に、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については983円、同項第17号の職員については835円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、月の初日からその月の末日までの間における出務の数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給することができる。</p> <p>2 前項の報酬は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 月額報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、前条第1項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 月額報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の適用を受ける職員の例による。</p>

改正後	改正前
<p>第5条 第1条第1項及び第5項の職員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 第1条第4項の職員がその職務のため出張するときの費用弁償については、その都度任命権者が定める。</p> <p>3 前2項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。</p>	<p>第5条 第1条第1項及び第4項の職員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 第1条第3項の職員がその職務のため出張するときの費用弁償については、その都度任命権者が定める。</p> <p>3 前2項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。</p>